

**令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務
受託者公募に関する説明書**

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務

(2) 事業の目的

アウトドアを活かした「新たな旅のスタイル」を創出し、稼げる観光地域づくりを推進していくため、本事業では、東京圏の企業へ本県でのワーケーションに対するニーズ等の調査を行うとともに、県内でのオーダーメイドワーケーションプランを提供することで、平日や閑散期などにおける新たな旅行需要の創出を図るとともに、「新たな旅のスタイル」の創出につなげることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 委託費の上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部局

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッショングループ

担当 大和田（康）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6（県庁舎4階）

TEL 029-301-3622 FAX 029-301-3629 E-mail ya-oowada@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号

に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出方法

電子メールによる提出とする。

なお、電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

(2) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第1号）

イ 実施計画書（様式第2号）

ウ 経費積算書（様式第3号）

エ 応募資格誓約書（様式第4号）

オ 法人概要

(3) 留意事項

上記（2）イ、ウは社名部分を隠したものと、社名を記載したものをそれぞれ提出すること。

なお、社名部分を隠した「ウ 経費積算書（様式第3号）」は、社名を隠した「イ 実施計画書」のデータ内に添付する形で提出すること。

(4) 提出先

2の担当部局に同じ。

(5) 提出期限

令和5年6月6日（火）17時とする。

5 質問の受付

(1) 期 間

令和5年5月23日（火）～令和5年5月30日（火）15時

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）により電子メール又はFAXで提出（提出先は前記（4）参照）

※提出後、必ず電話で到着確認をすること

(3) 質問内容

原則、当該委託業務に関することに限る。

※他事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等は回答しない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答した内容は、本県ホームページ上で公開する。

6 その他

企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額は採用決定後、見積書を徴し別途決定する。